筑紫地区地域自立支援協議会設置規約

（名称）

第1条　この会は、筑紫地区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条　協議会は、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市（以下「関係市」という。）における行政機関及び障害者福祉関係団体（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、解決に向けた連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備及び改善について協議を行うものであり、その取り組みを通じて地域共生社会の実現に資することを目的とする。

（組織）

第3条　協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって組織する。

（所掌事項）

第4条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 福祉サービスの利用に係る相談支援の体制整備に関すること。

(2) 困難事例への対応のあり方に関すること。

(3) 関係機関等によるネットワークの構築に関すること。

(4) 地域の社会資源の整備に関すること。

(5) その他協議会が必要と認めること。

（会長及び副会長）

第5条　協議会には、会長及び副会長を各1名置き、第7条第2項に規定する全体会の委員の互選により定める。

2　会長は会務を総理し、これを代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は、次に掲げる会議を開催する。

(1) 全体会

(2) 連絡会

(3) 事務局会

（全体会）

第7条　全体会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 第4条に規定する所掌事務に関し、関係市に対しての施策提案

(2) 協議会の年間計画についての承認
2　全体会は、関係機関等から選出された22人以内の委員をもって構成する。
3　全体会は年に1回以上開催し、会長が招集し、その議長となる。

(連絡会)
第8条　連絡会は、次に掲げる事項について協議するものとする。
(1) 地域の情報及び課題の共有
(2) 地域の困難事例の検討及び分析
(3) 全体会に付議すべき事項の調整
2　連絡会は、次に掲げる関係機関等の実務担当者をもって構成する。
(1) 筑紫医師会
(2) 保健・福祉・医療関係機関
(3) 相談支援事業者
(4) 関係市における個別支援会議(障害者の支援に関する個別の課題を協議するために、各関係市で行われる会議をいう。)の参加機関（各関係市から代表１機関）
(5) 教育・就労関係機関
(6) 筑紫保健福祉環境事務所
3　連絡会は、年に2回の開催を原則とし、関係市で協議して決める当番市が招集する。

(事務局会)
第9条　事務局会は、次に掲げる事項について協議するものとする。
(1) 地域の情報、課題及び困難事例の整理
(2) 個別支援会議への助言
(3) 連絡会に付議すべき事項の調整
2　事務局会は、相談支援事業者の実務担当者並びに関係市の障害担当係長及び担当者をもって構成する。
3　事務局会は、月に1回の開催を原則とし、当番市が招集する。

(部会)
第10条　協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。
2　部会の組織、委員等は会長が定める。

(意見の聴取)
第11条　協議会は、必要と認めるときは、全体会の委員及び各会の構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(報酬等)
第12条　全体会の委員及び各会の構成員への報酬及び費用弁償は、支給しないものとする。

(遵守事項)

第13条　全体会の委員及び各会の構成員は、協議会において知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第14条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

この規約は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

筑紫野市
春日市
大野城市
太宰府市
那珂川市
相談支援事業者
保健・福祉・医療関係機関
教育・就労関係機関
障害者当事者団体
障害福祉サービス事業者
福岡県筑紫保健福祉環境事務所
社会福祉協議会

筑紫地区担当輪番表

R8.4

年度	障害支援区分等審査会事務局	つくしぴあ事務局	自立支援協議会				
			事務局	緊急ショートステイ部会	地域連携部会	相談支援部会	権利擁護部会
R3	大野城市	大野城市	大野城市	春日市	太宰府市	筑紫野市	那珂川市
R4	春日市	春日市	春日市	太宰府市	筑紫野市	那珂川市	大野城市
R5	春日市	春日市	春日市	太宰府市	筑紫野市	那珂川市	大野城市
R6	太宰府市	太宰府市	太宰府市	筑紫野市	那珂川市	大野城市	春日市
R7	太宰府市	太宰府市	太宰府市	筑紫野市	那珂川市	大野城市	春日市
R8	筑紫野市	筑紫野市	太宰府市	【解散】	大野城市	春日市	那珂川市
R9	筑紫野市	筑紫野市	太宰府市	-	大野城市	春日市	那珂川市
R10	那珂川市	那珂川市	筑紫野市	-	春日市	太宰府市	大野城市
R11	那珂川市	那珂川市	筑紫野市	-	春日市	太宰府市	大野城市
R12	大野城市	大野城市	那珂川市	-	太宰府市	筑紫野市	春日市
R13	大野城市	大野城市	那珂川市	-	太宰府市	筑紫野市	春日市
R14	春日市	春日市	大野城市	-	筑紫野市	那珂川市	太宰府市
R15	春日市	春日市	大野城市	-	筑紫野市	那珂川市	太宰府市
R16	太宰府市	太宰府市	春日市	-	那珂川市	大野城市	筑紫野市
R17	太宰府市	太宰府市	春日市	-	那珂川市	大野城市	筑紫野市
R18	筑紫野市	筑紫野市	太宰府市	-	大野城市	春日市	那珂川市
R19	筑紫野市	筑紫野市	太宰府市	-	大野城市	春日市	那珂川市
R20	那珂川市	那珂川市	筑紫野市	-	春日市	太宰府市	大野城市
R21	那珂川市	那珂川市	筑紫野市	-	春日市	太宰府市	大野城市
R22	大野城市	大野城市	那珂川市	-	太宰府市	筑紫野市	春日市
R23	大野城市	大野城市	那珂川市	-	太宰府市	筑紫野市	春日市
R24	春日市	春日市	大野城市	-	筑紫野市	那珂川市	太宰府市
R25	春日市	春日市	大野城市	-	筑紫野市	那珂川市	太宰府市
R26	太宰府市	太宰府市	春日市	-	那珂川市	大野城市	筑紫野市
R27	太宰府市	太宰府市	春日市	-	那珂川市	大野城市	筑紫野市
R28	筑紫野市	筑紫野市	太宰府市	-	大野城市	春日市	那珂川市
R29	筑紫野市	筑紫野市	太宰府市	-	大野城市	春日市	那珂川市